

別記様式第 25 (第29条関係) (令2内府令56・追加)

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

国家戦略特別区域会議名

国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第28条の4第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 先端的区域データ活用事業活動の目標
2. 先端的区域データ活用事業活動の内容
3. 先端的区域データ活用事業活動の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る関係規定の条項
6. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
7. その他

(備考)

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 先端的区域データ活用事業活動の目標
先端的区域データ活用事業活動の目標(先端的区域データ活用事業活動を実施しようとする背景となる事情及びそれにより目指す先端的区域データ活用事業活動の方向性)を要約的に記載する。
2. 先端的区域データ活用事業活動の実施期間及び実施場所
実施場所には、先端的区域データ活用事業活動を実施する場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する事業活動など、事業活動を実施する住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
3. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
(1) 整備を求める規制の特例措置の内容(現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。)を要約的に記載する。
(2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる先端的区域データ活用事業活動の内容を要約的に記載する。
(3) 現行規制の範囲において、既に事業活動の一部を実施している場合はその内容を記載する。